

静岡県告示第130号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月25日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
<p>2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費</p>				<p>2 実費弁償に関して必要な事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費</p>			
職 種	日 当 (1人1日 当たり)	時間外勤 務手当	旅費	職 種	日 当 (1人1日 当たり)	時間外勤 務手当	旅費
医師及び歯 科医師	22,800円 以内	(略)	(略)	医師及び歯 科医師	23,000円 以内	(略)	(略)
薬剤師	16,600円 以内			薬剤師	16,500円 以内		
保健師、助 産師、看護 師及び准看 護師	16,400円 以内			保健師、助 産師、看護 師及び准看 護師	16,200円 以内		
診療放射線技 師、臨床検査 技師及び臨床 工学技士	16,600円 以内			診療放射線技 師、臨床検査 技師及び臨床 工学技士	16,500円 以内		
救急救命士	14,500円 以内			救急救命士	14,500円 以内		
歯科衛生士	16,600円 以内			歯科衛生士	16,500円 以内		
土木技術者及 び建築技術者	16,500円 以内			土木技術者及 び建築技術者	16,500円 以内		
大工	26,700円 以内			大工	26,800円 以内		
左官	25,400円 以内			左官	25,700円 以内		

とび職	<u>25,000円</u> 以内		とび職	<u>25,500円</u> 以内	
(2) (略)			(2) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。